

参加意思確認公募結果

2019年6月27日
独立行政法人国際協力機構
調達部

1	案件名	「タイ国未来型都市持続可能性推進プロジェクト (ステージ4、5)」
2	公告日	2019年6月12日
3	参加意思確認書提出者	なし
4	契約相手方	株式会社アルメック VPI

公告

独立行政法人国際協力機構が2019年8月から開始する予定の業務実施契約に関し、別紙のとおり参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、調達部契約第一課（電話：03-5226-6639 メール：prtm1@jica.go.jp 担当：榎田）宛にお願いします。

2019年6月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 植嶋 卓巳

「タイ国未来型都市持続可能性推進プロジェクト（ステージ4、5）」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ（以下「JICA 都市・地域開発グループ」という。）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、タイ国「未来型都市持続可能性推進プロジェクト」で策定した Sustainable Future City Initiative (SFCI) を踏まえ、この取組を更に発展させるべく、タイ国の南部経済回廊の2都市（チュンポン、ラノーン）において SFCI モデルを実践し、パイロット事業を行い、前フェーズで策定した SFCI ガイドラインの改定ならびにタイ側実施機関の能力強化を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、先行案件の受注者である株式会社アルメック VPI（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、契約手続きを行う予定です。

特定者は、2015年7月より、ステージ1「タイの地方都市における未来型都市開発にかかる政策研究」、ステージ2「モデル都市における開発計画策定」、ステージ3「タイの地方都市における開発計画策定・事業実施ガイドラインの策定・普及」の活動まで行ってきました。

本プロジェクトにて策定した Sustainable Future City Initiative (SFCI) はタイの複雑な行政制度を踏まえた実現可能な住民参加型アプローチとして実施機関 NESDC (Office of the National Economic and Social Development Council) とともに議論を重ね、3年間かけて構築・ガイドラインの整備を行ってきたものであり、今後のステージではタイ全国への SFCI を展開していくことが計画されており、これまでのステージを通じて特定者が策定した未来都市開発に係る提案が採用されて活動を進めてきました。さらに、今後 NESDC が自立的に SFCI モデルを実施していくためには、先に実施されたパイロット事業（フェーズ1）を通じて得られた知見を活用していくこととなりますが、上述の通り、特定者の知見・技術を活用しているため、他社が NESDC にその知見・技術を移転することは相当程度困難を伴うものと判断しています。

また、実施機関である NESDC は都市課題により深く取り組むため、SFCI を積極的に推進する部署として本プロジェクト実施中の2018年12月に Urban Division を設立し、SFCI の事務局とすることとしました。この設立には、本プロジェクトの知見が活用されており特定者の助言も取り入れられました。このため、NESDC から特定者でなければ本プロジェクトの知見を踏まえた継続的な Urban Division の支援ができないため、特定者による継続支援の要請がありました。

なお、タイ側は継続的に SFCI を実施するための予算を確保しており、SFCI が持続的に実施されるためには支援を切れ目なく実施する必要があります。この状況を踏まえ、NESDC に対し、上記ステージ3までの活動を踏まえた継続的な能力強化求められているところです。

特定者以外の者で以下の「2 応募要件」を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：未来型都市持続可能性推進プロジェクト
- (2) 担当部署：社会基盤・平和構築部

(3) 業務の目的：タイにおいて、地方都市における将来を見据えた未来型都市のコンセプトの確立、その実現のための事業実施メカニズム及び手法を策定することにより、持続可能な都市の開発に寄与する。

(4) 業務の実施方針及び留意事項：

① 協力のステージ

本プロジェクトは既に実施済のフェーズ1から引き続いてのフェーズ2に該当し、以下の2つのステージに分けて行う。(フェーズ1：ステージ1, 2, 3を指しており既に実施済、フェーズ2：ステージ4, 5を指しており本プロジェクトに該当)

■ステージ4：持続可能な未来都市構想フェーズ2の実施

■ステージ5：タイ国における持続可能な未来都市構想の構築と普及

ステージ4は、ステージ1~3で提案した持続可能な未来都市構想(SFCI)に基づき、タイ政府が持続的に実施していくことを支援するために、SFCIのフェーズ2を実施する。JICAの支援により南部経済回廊の2都市(チュンポン、ラノーン)を先行して実施し、NESDCの予算が確保された段階で、4都市をモデル都市として選定し、一連の活動を行う。

ステージ5は、ステージ1~4の活動を踏まえて、ガイドラインのさらなる改定と最終化を行うとともに、タイ国における持続可能な未来都市構想実施体制の構築と普及を目指す。

② 実施体制

(ア) 合同調整委員会

本案件では合同調整委員会(Joint Coordinating Committee : JCC)を設置し、プロジェクトの節目で方向性を確認・合意しながら案件を実施してきており、今フェーズからは以下の関係機関に加え、追加で下線の関係機関を含める。

(タイ側)

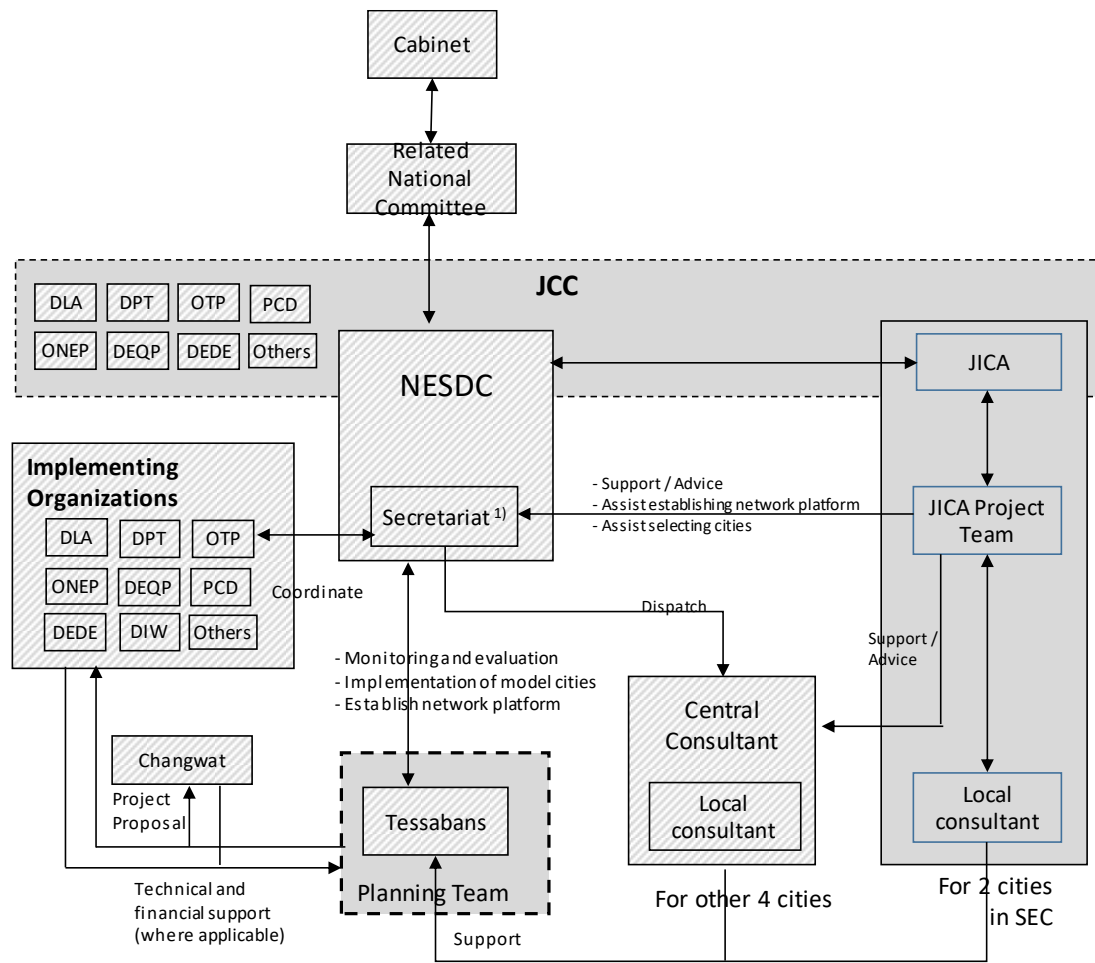
- ・ Secretary-General, 国家経済社会開発委員会 (NESDB) (Chair)
- ・ Director General, 内務省・公共事業都市計画局 (Department of Public Works and Town & Country Planning, DPT)
- ・ Director General, 内務省・地方振興局 (Department of Local Administration, DLA)
- ・ Representative, 外務省・国際協力局 (Department of International Cooperation Affairs)
- ・ Director General, 工業省・工場局 (Department of Industrial Works, DIW)
- ・ Director General, 運輸省・陸上輸送局 (Department of Land Transport, DLT)
- ・ Director General, 科学技術環境省・環境促進局 (Department of Environmental Quality Promotion, DEQP)
- ・ Director General, エネルギー省・代替エネルギー開発・効率化局 (Department of Alternative Energy Development of Efficiency, DEDE)
- ・ Director General, 運輸省・交通政策局 (Office of Transport and Traffic Policy and Planning, OTP)
- ・ Secretary General, 天然資源環境政策計画局 (Office of Natural

Resources and Environmental Policy and Planning, ONEP)

- ・ 市町の代表者, Representatives of Representing Municipalities
- ・ Office of the Permanent Secretary, 観光スポーツ省 (Ministry of Tourism and Sports)
- ・ タイ国政府観光庁観光振興課 (Tourism Promoting Division, Tourism Authority of Thailand, TAT)
- ・ タイ国持続的観光特別地域開発管理機構 (Designated Area for Sustainable Tourism Administration, DASTA)
- ・ 保健省保健局 (Department of Health, Ministry of Public Health)
- ・ 社会開発・人間安全保障省社会開発・福祉局 (Department of Social Development Welfare, Ministry of Social Development and Human Security)
- ・ 社会開発・人間安全保障省高齢者局 (Department of Older Persons, Ministry of Social Development and Human Security)
- ・ デジタル経済社会省デジタル経済振興庁 (Digital Economy Promotion Agency (DEPA), Ministry of Digital Economy and Society)
- ・ タイ国健康促進団体 (Thai Health Promotion Foundation)
(日本側)
- ・ JICA 調査団
- ・ JICA タイ事務所
- ・ 在タイ日本国大使館 (オブザーバー)

(イ) ステージ4、5の実施体制

ステージ4、5のSFCIの実施体制を下図に記す。



- ・ 国家経済社会開発審議会（NESDC、2018 年末に NESDB から組織改編により設立）内部に設立予定の、Urban Division が事務局を担う。
- ・ 南部経済回廊の 2 都市（チュンポン、ラノーン）については、JICA 専門家が、NESDC と連携しながら、一連の活動を支援する
- ・ その他の 4 都市については、NESDC が主体的に行う自らの予算でコンサルタントを雇用し、一連の活動を主導し、JICA 専門家は必要に応じた支援を行う。
- ・ その他の関連実施機関を、計画段階から SFCI の活動に積極的に参画させ、SFC 事業実施に必要な技術支援、財政支援を確保することを目指す。

③ パイロットプロジェクト

南部経済回廊の 2 都市のパイロットプロジェクトについては本業務にて支援を行う。その他の 4 都市についてはタイ側で必要な予算を確保する。具体的には、予算要求に優先プロジェクトとして必要な予算を盛り込み、年度予算として各都市に配賦されることを想定し、NESDC は予算化に関する関係省庁との必要な調整を行う。

④ ローカルコンサルタントの活用

本業務の実施に関しては、ローカルコンサルタントを活用する。業務の内容に応じ、業務従事者とローカルコンサルタントが密に連携しながら、業務の方向性・進捗を確認しながら進める。

- (5) 業務内容：(別添のとおり)
- (6) 履行期限：2021年3月(予定)

2 応募要件(注：以下のうち該当する要件を記載)

(1) 基本的要件：

- ① 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
公示日において、平成31・32・33年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019年4月1日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019年9月30日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成31・32・33年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成28・29・30年度全省庁統一資格
 - 2) 機構が2019年3月までに付与した「整理番号」の所有者
- ② 会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行っている場合は、更生計画又は再生計画が発効していること。
 - ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けません。
 - ④ 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者(以下、「応札者」という。)が、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していること。なお、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
 - ア. 応札者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
 - イ. 応札者の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反

- 社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 応札者又は応札者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他業務実施上の条件等：

- ① 補強を認めます。ただし、業務主任者（総括）については認めません。
- ② 外国籍人材の活用を認めます。
- ③ 共同企業体の結成を認めます。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2019年6月26日（水）午前12時必着
	提出場所	郵送の場合：〒102-8012 千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達部契約第一課 持参の場合：同ビル1階調達部受付（調達部カウンター）
	提出書類	参加意思確認書、3 応募要件に求められる実績等を証明する資料（写し可）
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください。）
(2) 審査結果の通知	通知日	2019年6月28日（金）
	通知方法	郵送あるいは電話
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	郵送の場合：〒102-8012 千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達部契約第一課 持参の場合：同ビル1階調達部受付（調達部カウンター）
	請求期間	2019年7月2日（火）
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください。）
	回答予定日	2019年7月4日（木）
	回答方法	郵送あるいは電話

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。

- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

担当部課：調達部契約第一課

以 上

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
契約担当役
理事 植嶋 卓巳

提出者 (所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

「タイ国未来型都市持続可能性推進プロジェクト（ステージ4、5）（開発調査型技術協力）に係る参加意思確認公募について」に係る応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

2 応募要件

(1) 基本的要件：

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格

2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

(2) その他の要件：

コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラインの様式 1 その 1 及びその 2 を提出ください。

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

※ その他組織概要等のわかるパンフレット等を添付してください。

以 上

